

第27回鳥取県フラワーデザイン競技会開催要領

- 1 目 的 この競技会は、県内の生花商、フラワーデザイナー及びフラワーデザインを学習する高校生の技術向上を目的として開催するとともに、一般の方にも作品を発表していただくことで、「暮らしに花を」の観点から花き需要の促進を図り、本県の花き産業の進展に寄与することを目的とする。
- 2 期 日 令和8年10月30日（金）～11月1日（日）
※うち一般公開（10月31日（土）～11月1日（日））
- 3 会 場 米子市文化ホール
（鳥取県米子市末広町293）
- 4 主 催 鳥取県花き振興協議会（事務局：鳥取県農林水産部農業振興局生産振興課
TEL 0857-26-7272 FAX 0857-26-8497）
- 5 出品部門 プロ部門、一般部門、高校生部門の3部門とする。
- 6 出品物等
 - (1)プロ部門
 - ア 出品資格 出品者が鳥取県内花商組合に属するものとする。
 - イ 出品物 売価7,000円程度（花器付き）のものとし、鳥取県産の花材を1品以上可能なかぎり使用する。
 - ウ 出品規格 出品のサイズ：幅60cm×奥行き45cm×高さ自由
 - (2)一般部門
 - ア 出品資格 出品者が県内在住であること。
 - イ 出品物 花材、花器、装飾品を含めて4,000円以内の材料を用いるものとし、鳥取県産の花材を1品以上使用する。
 - ウ 出品規格 出品のサイズ：幅60cm×奥行き45cm×高さ自由
 - (3)高校生部門
 - ア 出品物 花材、花器、装飾品を含めて3,000円以内の材料を用いるものとし、鳥取県産の花材を1品以上使用する。
 - イ 出品規格 出品のサイズ：幅60cm×奥行き45cm×高さ自由
 - (4)出品テーマ（部門共通）「希望の芽吹き」

(5) 参加申込方法

締め切り： 出品物の搬入当日に別紙出品申込書を会場受付窓口に提出するものとする。

(6) 出品物の搬入

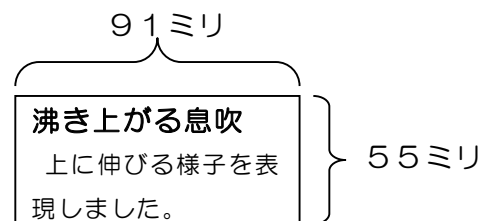
出品物は、出品者が 10月30日（金）午前9時30分から正午 に会場に搬入するものとする（指定時間内に搬入できない場合は事前に事務局に連絡のうえ、調整を行うこと）。

出品に要する経費は出品者の負担とし、搬入に当たっては、出品物に出品者の住所、氏名を添付するものとする。

なお、出品物とあわせて、作品のイメージを展示できることとする。その場合、名刺サイズ程度（55ミリ × 91ミリ）の用紙の表面に作品イメージを記載し、裏面に店名・高校名並びに氏名を記載の上、出品物搬入に併せて持参のこと。

また、作品のイメージとは別に、出品者 PR 等（店舗、学校の PR 等）を 展示できることとする（A4 一枚程度の大きさで、店舗チラシ等も可）。

＜例＞作品イメージ



※ 作品イメージは水に濡れても良いようにしておくこと

＜例＞出品者 PR（A4 サイズ程度のもの）

〇〇〇生花店
・お店からのメッセージ
〇〇〇〇〇
・取扱商品
花束、アレンジ、鉢物ギフト・・・
・場所 〇〇〇
・その他 〇〇〇

(7) 展 示

出品物は10月31日（土）～11月1日（日）の間、一般向けに公開展示する。

(8)出品物の搬出 出品物の搬出は、11月1日(日)正午から午後2時までの間に搬出するものとする(処分委託可、容器・装飾品等のみ郵送(着払)可)。

7 審査及び表彰 出品物の審査は、別に定める審査要領により実施するものとし、成績優秀なものに次の賞を授与する。

出品物の点数によっては、審査員が協議の上、賞の数を調整する場合がある。

(1) 賞

<プロ部門>

鳥取県知事賞

鳥取県議会議長賞

とっとり花回廊賞

プロ部門優秀賞(東亜青果賞)

鳥取県花き振興協議会長賞(金賞)

鳥取県花き振興協議会長賞(銀賞)

<一般部門>

鳥取県知事賞

鳥取県議会議長賞

とっとり花回廊賞

一般部門優秀賞(鳥取花市場賞)

鳥取県花き振興協議会長賞(金賞)

鳥取県花き振興協議会長賞(銀賞)

<高校生部門>

鳥取県知事賞

鳥取県議会議長賞

とっとり花回廊賞

高校生部門優秀賞(倉吉花き市場賞)

鳥取県花き振興協議会長賞(金賞)

鳥取県花き振興協議会長賞(銀賞)

<部門共通>

来場者人気投票第1位

// 第2位

// 第3位

(2)参加賞 出品者全員に粗品を進呈する(出品物1点につき1品)。

8 日 程

10月30日（金）	午前9時30分から 正午まで	搬入
	午後3時30分から	審査
10月31日（土）	午前10時	公開開始
	午後4時	公開終了
11月1日（日）	午前10時	公開開始
	午前11時から 11時45分まで	表彰式
	正午	公開終了

(別紙)

第27回鳥取県フラワーデザイン競技会出品申込書

鳥取県花き振興協議会長 様

第27回鳥取県フラワーデザイン競技会開催要領を承知の上、下記のとおり出品を申し込みます。

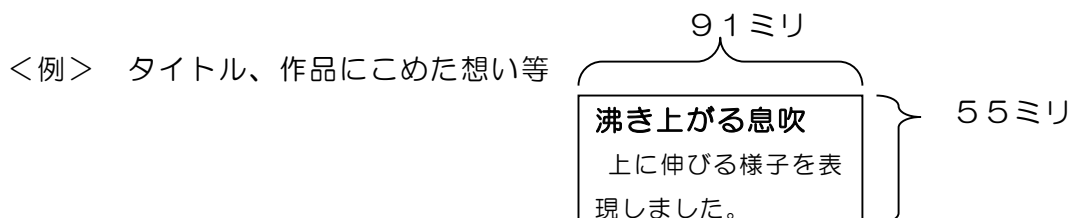
令和8年10月30日 (出品者)

住 所	
店名・高校名	
ふりがな	
氏 名	
(電 話)	

部 門	プロ部門・一般部門・高校生部門 (いずれかに○印をすること)
鳥取県産の花材	
搬入方法	直接持参・別途 (いずれかに○印をすること)
搬入者氏名	
搬出方法	1 直接搬出 2 処分依頼 3 容器等のみ郵送希望 (着払) (いずれかに○印をすること)

出 品 規 格 出品のサイズ(厳守): 幅 60 cm×奥行 45 cm×高さ自由
※出品規格から外れると受賞の対象となりませんのでご注意ください。

- ・収集した個人情報は第27回鳥取県フラワーデザイン競技会に関する連絡に利用します。
- ・受賞者については、氏名、住所(市町村のみ、プロの部については店舗の住所及び店名、高校生の部の場合は高校名)を公開しますので、予めご了承ください。
- ・作品のイメージは、例のとおり、展示できますので、名刺サイズ程度(55ミリ×91ミリ)の用紙の表面に作品イメージを記載し、裏面に店名・高校名並びに氏名を記載し、出品物搬入に併せてご持参ください。



第27回鳥取県フラワーデザイン競技会審査要領

- 1 審査は、独創性、デザイン性、色彩性、技術性、テーマ性を総合的に評価し、審査を行うものとする。
- 2 審査は、審査員長のもとに厳正公正を旨とし、実施するものとする。
- 3 審査員は別記審査員名簿のとおりとする。
- 4 審査関係者は、審査成績が公表されるまでは、その内容等を外部に発表してはならない。
- 5 出品者は審査の決定に対し、異議を申し立てることはできない。
- 6 審査員長は審査の講評を行うものとする。
- 7 審査員の審査と併せて、一般来場者の人気投票を実施する。
- 8 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は審査員長が審査員に諮って決定する。

<審査員名簿>

区 分	所 属	役 職	氏 名	備考
審査員長	米子花商協同組合	理事長	梶間 悟	
審 査 員	倉吉花商組合	理事長	岡野 光	
//	鳥取生花商園芸組合	理事長	井口 勇	
//	鳥取県デザイナー協会	副会長	高田 雪枝	
//	鳥取県花き振興協議会	会長	濱坂 良男	
//	とっとり花回廊	園長	山口 康介	

(以上敬称略)